

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 22 回会合議事録

1 . 日時 平成 17 年 3 月 28 日 (月) 16:00 ~ 18:29

2 . 場所 食品安全委員会大会議室

3 . 議事

(1) 我が国における牛海綿状脳症 (B S E) 対策の見直しについて

(2) その他

4 . 出席者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐 (諭) 専門委員、甲斐 (知) 専門委員、
金子専門委員、北本専門委員、佐多専門委員、堀内専門委員、山内専門委員、
山本専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、村上評価課長、富澤評価調整官、梅田課長補佐

(説明者)

農林水産省 伊地知参事官、杉崎課長補佐

5 . 配布資料

資料 我が国における牛海綿状脳症 (B S E) 対策に係る食品健康影響評価 (案)

参考資料 1 諮問書 (平成 16 年 10 月 15 日付け厚生労働省発食安第 1015001 号、
16 消安第 5410 号)

参考資料 2 論点メモ (吉川座長試案)

参考資料 3 厚生労働省及び農林水産省から提出された資料 (別冊ファイル)

6 . 議事内容

吉川座長 定刻になりましたので、ただいまから第 22 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。本日は、11 名の専門委員が御出席です。

また、食品安全委員会からは寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、中村委員、

中村委員はまだ来られてないですね。坂本委員、本間委員が御出席です。

事務局につきましては、お手元の座席表をごらんになっていただければと思います。

本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に「第22回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

富澤調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料ですけれども、資料が1点と、参考資料が3点になります。

資料の1点は、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価（案）」でございます。左肩をクリップでとじたもので、右に「資料」と書かれたものでございます。

参考資料1ですけれども、厚生労働大臣、農林水産大臣から、当委員会委員長あての諮問でございます。

参考資料2ですけれども、吉川座長につくっていただきました試案「論点メモ」でございます。

参考資料3ですけれども、厚生労働省及び農林水産省から提出された、机の上でございます別冊の青いファイルでございます。

なお、傍聴の方には、この参考資料3はお配りしておりませんけれども、これまでに調査会で配布いたしました資料でございまして、本日も事務局の方で閲覧可能となっておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。資料の過不足等ございませんでしょうか。よろしく願いいたします。

吉川座長 資料1点、参考資料はこのブルーを入れて3点ということですが、この佐多先生と山内先生と堀内先生のコメントの手書きのものは。

富澤調整官 今、用意させていただいておりますので、後ほどお配りさせていただきます。

吉川座長 わかりました。

前回の後、また委員の方々からそれぞれ文書の文言について、あるいは全体のレイアウトに関する問題等指摘をいただきましたので、今、事務局の方で印刷していただいているので、それも併せて本日議論していきたいと思っております。

一応、前回の経緯、「はじめに」から始まって経緯、定性・定量分析という格好で進んできて、まとめの結論のところと「おわりに」というところを、時間がなくて終了できなかったもので、できれば今日はその部分を1つ重点的に議論したいということと、さっき言いましたように全体にわたって文言の場所の移動とか、コメントをそれぞれいただいておりますので、その辺についても議論を進めていきたいというふうに思います。

資料を見ていただきたいんですけれども、だんだんと直していただいて、文章も整ってきたとは思いますが、中身もかなり厚くなってきておりますけれども、ちょっと順番が飛

びますけれども結論のところ、31ページ、それから32ページの「おわりに」とありますけれども、ここに関しては事務局で各委員の意見を、今日までのところを含めて直されているのでしょうか。

梅田課長補佐 金曜日までに各先生方からいただいた意見については、座長と御相談させていただいて、座長の御指示の下、変えさせていただいているということでございますけれども、それ以降、土曜日、日曜日にいただいた御意見ございますが、それについては先ほど申し上げたとおり、今いただいた意見についてはコピーをさせていただいて、後ほどお配りさせていただきたいというふうに思っています。

吉川座長 でも、今、刷っていますけれども「結論」と「おわりに」に関して、ここに提示されている資料と各委員の意見は、私がもらったものはその後のコメントですね。

梅田課長補佐 はい。盛り込ませていただいているものもありますけれども、すべてではないかもしれませんので、その都度御指摘いただければと思っております。

吉川座長 わかりました。「結論」の①のところですがけれども、読みましょうか、特に後で出てきた意見の中で「最悪のシナリオにおいても」という部分にコメントがあった以外は、結論の①に関しては特にコメントがないとなっています。

梅田課長補佐 お配りしたテストでは「最悪のシナリオにおいても」というところに下線を入れさせていただいて、括弧の中に「この部分は」ということでコメントが入ってございますけれども、このコメントにつきましては、山本委員から金曜日までにいただいたコメントを括弧の中に入れさせていただいております。

その後、山内委員からいただいたコメントといたしまして、今お配りしますけれども、山本委員のこの括弧書きのコメントを踏まえまして、山内委員からは「最悪のシナリオにおいても」というところを削除してもいいのではないかというコメントをいただいたという次第でございます。

吉川座長 2人の方のもので、どちらも「最悪のシナリオにおいても」というところの括弧書きのところが消えて、そのまま非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断されるというのと、世界で最も多くのBSEが発見された英国の状況と同じと考えたシナリオにおいてもというのを入れたらどうかという、お二方の意見が現在来ているという状況です。

「結論」の①のところは、諮問自身がと畜場におけるBSE検査対象月例の見直し及び検査技術に関する研究開発の推進という項目になって、それに対しての結論、今までの議論の結論として、2005年4月からと畜場におけるBSE検査対象牛を全年齢から21か月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛における蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21か月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価による試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらすヒトに対する食品健康影響（リスク）は、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される。

現在の検査方法では、検出限界があるので、より感度の高い検査方法を開発する必要があるというふうにするか。あるいはそこに「世界でもっとも多くのBSEが発見された英国の状況と同じと考えたシナリオにおいても」というコメントがありますけれども、ただ、今までの分析は、必ずしも英国だけではない、いろいろな国の施策の有効性についても議論したりしてきたので、むしろこれは入れなくてもいいのではないかと思います。

山内専門委員 最初に「最悪のシナリオ」というふうにしたのは、私ですけれども、これは定性的評価で、生体牛における蓄積度とか食肉の汚染度で、その中で無視できるから非常に低いとか、いろいろ幅のある判断をしたところがあったと思うんです。そのときに、全頭検査の場合にはほとんどすべて無視できるというふうに仮定をして、そして21か月齢での線引きをした場合には、これは非常に低いというような状況を設定した場合に、それは最悪のシナリオと私は考えました。ですから、イギリスの話とはそれはまた別の意見です。

私は、こういったものの場合には、当然リスク評価の場合は最悪、もしくは悲観的なシナリオというものを、まずは優先させるべきだろうと思いますから、最悪のシナリオというのは削除した方がむしろすっきりするだろうと思います。

吉川座長 わかりました。ほかに御意見ございますか。

それでは、一応①の結論としては、そのところを削除するというので、結論の①としておきたいと思います。

「②SRMの除去の徹底」に関しては、どうぞ。

山内専門委員 ①で「現在の検査方法では」というのが書いてあります。

吉川座長 そうですね、消してありました。失礼しました。

山内専門委員 言いたかったのは、これもこれでいいんですけども、何となく唐突というか、文書としてつながらないんですが、これは諮問自体がそういうふうになっていたの、やむを得ないというふうに理解をしてこのままになっているんです。ですから、本来から言うと諮問の方がもっとちゃんとした形を出してほしかったということです。

吉川座長 わかりました。どうぞ。

佐多専門委員 最初は、確かにこの後半の「及び」以降の文章がなかったので、私、足したんですが、諮問の内容はそういう文章になっていますね。でも、これはやはりおかしくて、①の「及び」以降の部分を取って、「現在の」というところも取って、この内容は④の中に入れた方がすっきりすると思います。

吉川座長 そういう議論は途中でありましたね。私もダブルしているから④でいいかと思ったけれども、確かに諮問はこうなっていて、諮問に対して文章が切れるけれどもというのもあって、迷ってはいたんですけども。

どうぞ。

山内専門委員 佐多委員の言われるように、一緒にするのが本当はいいんですけども、私が受け止めたのは、月齢見直しの諮問の中で、月齢の線引きをすると、それでもう一方

で検査感度を上げるとか、20 か月齢以下で牛でのリスク評価といったような、これは相矛盾することをその1つ、①の諮問の中で言っているのではないか。そういうふうに思ったものですから、あえてこれは結論のところではこういうふうに書いておいてもいいのではないかと。

そして「おわりに」のところで2つの批判的意見ということを書いたんですけれども、この中でその矛盾しているということを使ったつもりなんです。この2つの批判的意見の中の(2)のところで、要するに、BSEに限らず感染症で検査感度を改良するための技術開発促進は当然のことであると。しかしながら、21 か月齢以上を検査対象とした場合には、もう若齢牛の検査はできません、ただ、混乱回避のための自主的全頭検査があればできますけれども。ですから、やはり最初の諮問自体に矛盾があるということをあえてここで「結論」と「おわりに」の中のこの2つで明示したかったということです。

吉川座長 佐多委員、そういう考えがあって、あえて諮問どおりの格好とその答えという。

佐多専門委員 いえ、明らかにおかしいので、諮問の言葉を別にあまり頑張る必要はないのではないなと思った次第です。

吉川座長 どうでしょうか。

甲斐(知)専門委員 諮問にこだわって諮問が矛盾したことがあるので、そこにこだわって答えるのならば、その「おわりに」の(2)は批判的意見と書いてありますけれども、これは当然の御意見だと思うので、(2)のところを「結論」に一緒に入れてはいけませんか。

検査技術の開発促進は当然のことであるわけですね。開発する必要があると同じことなんですけれども、それで若齢牛での検査成績の評価はできなくなるということは、諮問に聞かれたことに素直に答えると、その矛盾を両方回答するののも一つの手ではないかと思えますけれども。

吉川座長 最初そういう考えも提示され、私自身も考えたことがありましたけれども、諮問そのものについて分析をしてきて、その結論として、リスクは2つの分析方法を含めて、非常に低いレベルか、あるいは無視できるから非常に低いというのは、分析結果であるという諮問に対する一つの分析の答えで、それに伴って、どういう付随事項が起こるかというのは、分析結果というよりはコメントとして「おわりに」の方に入れた方がわかりやすいのではないかというので、山内委員と相談をして「結論」と「おわりに」に分けて書くというふうにしたんです。

山内専門委員 実際には、今のこの検査技術開発のことと、そのもう一つ前の月齢見直しにおけるリスクの増加の点ですね。ここでは結論で1つになっております。「これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらすヒトに対する食品健康影響(リスク)は、非常に低いレベルの増加にとどまるもの」という。

私は最初はこういうふうに非常に低いレベルにとどまるものと判断されるというのは、

一つの結論である。だけれども、もう一つの結論として、この「おわりに」の真ん中の諮問1に関する2つの批判的意見の中の(1)を併記するように最初は提案しました。

要するに、2つの判断が考えられると。定性的評価の結果から2つの判断がつながってくるだろうと。1つは、非常に低いレベルの増加。1つは、むしろこれからのいろいろな対策を実行した上で、月齢見直しをやるのが合理的な判断であるというふうに提案したんですが、座長と相談したところ、諮問を出された時点における対策、それによるそのリスクというものを我々は考えなければいけない。

それから、これから先行う対策があれば、それは当然リスクがどんどん減っていくけれども、そこまで諮問は受けていないんだというふうに言われて、そうかなということで、私はこれは「おわりに」の方に持っていったわけです。

ですから、実際には「おわりに」に書いてある、この2つの文言は、どちらも私は最初は「結論」の中に入れるべきだという考えでした。

吉川座長 山内委員の意見は、私もわかりました。でも、議論していく中で、諮問として、その分析対象にしたのは2003年7月以降に生まれて20か月以下で来る牛に対して、現状2005年4月の時点で取られているリスク回避措置と組み合わせたときに、検査を21か月以上とするか、従来どおり全頭検査とする、その間にどれだけのリスクというものが考えられるかを分析しようということで議論を進めてきたので、そういう意味ではそういう結論で私はいいのではないかと。

確かに諮問事項の2、3というところに飼料規制の問題、SRM除去の問題というのは出てきていて、それについて、これから答えていくわけですけども、それによってまたリスクが変わってくることは当然考えられるわけで、その検証をされ、また実行された段階で諮問が来れば、それについて、また評価をするという考え方でいいのではないかとというふうに解釈をして、山内委員と議論して、こういう形で行こうかというふうになったんですけども、御意見ございますか。いいですか。

それでは、②の「SRMの除去の徹底」に関しては、特に皆さん御意見がありませんでした。

横山専門委員 済みません。

吉川座長 ありますか。どうぞ。

横山専門委員 1つだけいいですか。結論としては異論がないんですけども、現在の検査方法では検出限界があるのでという、その説明がちょっと引かかるかなと。恐らくどんな検査方法になったとしても、検出限界という問題は常に問題点として、そこに存在するだろうと。したがって、語句の表現とて、ちょっと適当できないような気がします。

佐多専門委員 ここを私は削った方がいいと申し上げたのは、月齢の問題とこの検査の感度の問題というのをリンクするような考え方がそもそも間違っていると、前に申し上げましたけれども、そういった意味でまた誤解を生むことになるので、そういった意味で諮問の文言自体が間違っているというのが我々の判断だという意味で、ここに検査及び検査

技術に関する云々と現在のという言葉は、①の結論からは省くべきだろうというのが私の意見なんですけれども、そこはどちらか決めていただいた方が、その先に進んでよろしいのではないかと思います。

小野寺専門委員 より精度の高い検査方法を開発する必要があると書いてあるんですけども、これに関しては、④にするわけにはいかないんですか。「BSEに関する調査研究の一層の推進」です。

吉川座長 だから、さっき言ったように、そういう意見もあり、初めはダブっていたので、④の方にずらしたんだけど、その諮問そのものの矛盾の問題もあって、あえてここに2つに分けて書こうという意見もあって。諮問はそうだけれども、委員会の方針として結び付かないから、①から及び以下を消して、現在の検査方法も削除する。検査方法に関しては、研究の調査、一層の推進に入れ直すというのも何回か出てきた意見ではあります。

山内専門委員 それでいいと思います。ただ、その文言をこの結論の中に入れておいた方がいいと思います。諮問には、その検査方法の推進開発とか何とかという文言があるけれども、これに対しては、ここでは答えないと。あと④の方にずらすとか、④で述べるとか、何かそういった文言だけを入れておいた方が。やはり諮問を受けた以上、全く何も書かないというのは答えていないということになるので、ここでは答えられない、ほかのところでは答えますということにしたらどうでしょうか。

吉川座長 わかりました。そうしたら、①の結論は、諮問はそのまま残して、最初のパラグラフで止めて、その後ろに検査技術に関する研究開発の推進に関しては④の「BSEに関する調査研究の一層の推進」で答えるというふうにすればいいですか。

横山専門委員 わかりました。

吉川座長 「SRM除去の徹底」は、特にどの方も議論がありません。1個だけ、施策ではなく重要な対策であると。対策に直っていますね。それだけでした。

ここは特にいいですかね。

なければ、③の「飼料規制の実効性確保の強化」。これに関しても、特にどなたからも意見がありませんでした。いいですか。

それでは、④の「BSEに関する調査研究の一層の推進」は、今の文言ですけども、現在のという、いつの時点だって普遍的に検出限界があると。でも、検査方法には検出限界があるので、でいいですか。

横山委員の言わんとしている意味はよくわかるんですけども、すべての検査方法には限界があるのだということを、あえてここで言うてもしょうがない。むしろ、やはり現在の使われている検査方法には検出限界の問題があって、やはりより感度のいい方法ができるなら、それを開発すべきであるという努力が必要だということは、それなりに筋は通る気がする。

横山専門委員 後半だけではだめでしょうかね。検出感度の高い検査方法が求められている。また、それに対して研究開発をすることが必要であるというふうなことだけでいい

のではないかなと思いますけれども。

富澤調整官 先生、事務局から大変恐縮なんですけれども、今の横山先生のおっしゃったことを、例えば、仮に文言にすると、現在の検査方法における検出限界を改善するために、より感度の高い検査方法を開発する必要があるというふうに直せば、先生の言っているとおりの方法に。

吉川座長 もう一度ちょっと言ってくれませんか。

富澤調整官 現在の検査方法における検出限界を改善するためにというふうに直していただくと、その文言になるのではないかと思うんですが、間違っていたら直していただきたい。

吉川座長 それはいいですね。どうですか。

佐多専門委員 検査方法を開発するのは、そういう目的でやるものなので、それは常にそういう改善改善という格好でいくということですね。悪い方向に改善するわけには行かないので、だから、横山専門委員が言ったような部分も、この④の一番最初に入れておけば別にそれで十分意味は通じるのではないですか。ここの検出限界という言葉が、非常に誤解を生むということがあるというふうに私は思います。

山本専門委員 そうしますと、今の文章で、検査方法についてはより感度の高い検査方法を開発する必要があるとすれば。

山内専門委員 検査方法についてが2回ダブって出てくるので、ただ単に、より感度の高い検査方法を開発する必要があるでいいことになってしまいますが、それでいいのではないですか。

吉川座長 いいですか。では、そうしましょうか。十分それで意味はわかるので「BSEに関する調査研究の一層の推進」で、より感度の高い検査方法を開発する必要がある。それから、BSEの関する研究の円滑な実施のため云々というところ。

それ以外のところは、一層の推進に関しても、委員の中からは特に意見がありませんでした。いいですかね。

では、一応前回議論できなかった「結論」に関しては、そういう文言で行きたいと思います。

「おわりに」についてですけれども、ここは先ほど、山内委員から言ったように、もう既に今の配布資料の方にも書かれていますけれども、諮問①に関しては「以下の2つの批判的意見があったことを留意すべきである」という部分がそこへ加わっておりますけれども、基本的に最初のパラグラフで「厚生労働省及び農林水産省においては、本評価に基づくSRM除去(とりわけピッシングの廃止)、飼料規制の実効性確保を推進するに当たり、具体的な目標を設定し、客観的評価を行うことができる体制を構築すべきである」。

「本評価に基づき実施された対策を含め、BSE対策全般について、調査、検討した結果を毎年、本委員会に報告し、その評価を受けること、またリスクコミュニケーション等を通して国民の合意を得ることに努めるなど、継続的に関連施策の有効性が確認される必

要がある」という文言です。

その次に「諮問①に関しては以下の2つの批判的意見があったことに留意すべきである」ということで、その1つは先ほど説明がありましたけれども、生体牛でのBSEプリオン蓄積度に関して、項目が幾つかあったわけですが、輸入配合飼料の影響に関しては不明である。その対策の実証はこれからの課題として残っている。

S R M除去に関しては、その監視体制の構築、ピッシングの廃止を含めた対策強化がこれから実施される予定である。これは諮問の2と3のところでは。

非常に低いレベルの汚染度がもたらす食品健康影響評価を判断するための科学的知見が極めて限られていることから、月齢見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に行うのが合理的判断であるという諮問1に対するコメント。

もう一つ、BSEに限らず感染症において検査感度を改良するための技術開発促進は当然のことである。しかし、21か月齢以上を検査対象とした場合、混乱回避措置とされている自主的全頭検査がなければ、若齢牛での検査成績の評価はできなくなるという問題があります。

それから、BSE及びプリオン病に関しては科学的に不明確な点が多く、利用できるデータも少ないため、リスク評価に有用な研究を一層推進する必要がある。また、リスク評価の基本となる科学的知見に関して、今後新しいデータ、技術革新等が得られた場合に評価の見直しを行う必要があると考える。

最後に、本評価報告は、我が国における過去の集積データ及び評価を行うに足る関連データに基づき、基本的には背景に予想されるBSEの汚染度、と畜場における検査でのBSE陽性牛の排除、安全なと畜・解体法、特定危険部位の除去などの効率について評価し、2005年3月の時点での若齢牛のリスク等を総合的に評価したものである。このようなさまざまな背景リスクから切り離して年齢のみによる評価を行ったものではない。

したがって、今後諸外国におけるBSE感染リスクの評価を行う際には、総合的な評価を行うための多様なデータの存在が必須になるものと考えられるということが「おわりに」の言葉として書かれております。

これは山内専門委員、佐多専門委員の直したのをそのままこのバージョンに入っていますね。「おわりに」に関して、どなたか御意見ございますか。

甲斐（知）専門委員 「諮問1に関しては以下の2つの批判的意見があったことを留意すべきである」という、この(1)(2)なんですけれども、私はしごくもったいなくも言っていると思うんですが、批判的意見があったことを留意すべきであるという、非常なマイナーな意見があったような感じに受け止められると思うんです。本当にそうであるのか、この場で知りたいんですが、私はこれは留意すべき点として以下の2つのコメントをここに記すとか、何か大勢の意見であるということを示していただきたいと思います。大勢ではないのかもしれませんが、少なくとも私は大事なポイントだと思うので、マイナーな意見があったという感じにはしていただきたくないと思います。

吉川座長 2つの批判的意見があった。

山内専門委員 やはり、私もこれはちょっと気になって、少数意見のように受け止められては困ると。議事録をずっと読んでいけば、決して少数意見ではなかったと思うんですが、本当のところはよくわからない面もあります。かなりの意見としてあったのではないかというふうに感じてはおりました。

吉川座長 どうしたらいいですかね。以下の2つの批判的意見が。

小野寺専門委員 言葉の問題だけですけれども、「批判的意見」を外してしまえば、2つの意見があったことを留意すべきである。

甲斐（知）専門委員 留意すべき点として以下の2つのコメントを行うとか、2つの意見を述べるにした方がいいと思います。

吉川座長 そうすると、留意すべき点として、諮問①に関しては以下の2つの意見があったということですか。

山内専門委員 例えば、諮問1に関しては以下の2つの批判的意見を留意すべきである。

吉川座長 諮問①に関しては以下の2つの批判的意見を留意すべきである。いいですかね。そんなに問題はないと思います。それでいいですか。

では、そういうことで、半年以上かけて議論してきていただいて、大体全体として「結論」と「おわりに」まで行きましたけれども、あと通して読んでいただいて、随所に意見をもらっているんで、それに関してもう一回コメントをいただいて、できれば最終的な形に持っていきたいと思うんですけれども、3人の委員からいただいています。配られていますね。堀内先生のコメントというのがありますけれども。

梅田課長補佐 済みません。堀内先生のはまだお配りしていないんです。

吉川座長 そうですか。山内先生のコメント、佐多先生のコメント、堀内先生のコメントと3つ来ております。配られておりませんか。

堀内先生のコメントは短いので、そのところが来たところで、では私の方で読ませていただきます。

梅田課長補佐 お願いします。

吉川座長 それでは、もう一回資料を頭から通して見て、それ以外の委員の方に関しては、もう事務局の方で直してもらっています。

「目次」は、2ページの「暴露リスクの面からの評価の試算」。もうそこは直っていますね。

甲斐（諭）専門委員 どれを見ればいいんですか。

吉川座長 3個並べて見ていただけると。佐多専門委員コメント、山内専門委員コメント、資料、この3点です。

甲斐（諭）専門委員 多くの方が手を入れられたんで、語句がかなり不統一になっているような気がするんです。

例えば、同じようなところでも、片仮名のヒトになっていたり感じの人になっていたり。

この2ページのところでもありますね。それから、23ページと書いてあるところの、2003年7月にと2つになっていたりします。これは資料の方を見えていますけれども。

それから、特定危険部位という言葉とSRMというのが非常に混乱しながら出てくるんですけれども、1回どこかでちゃんと説明したら、もうSRMならSRMに統一しないと、ところどころで非常に表現が違うんですね。だれかが通して、1回きちんと語句を統一していただきたいというふうに思います。

吉川座長 わかりました。それは、座長、副座長と事務局の方で、後でもう一回全部チェックをして字句の統一、片仮名のヒトと人、SRMを含めて。

甲斐（諭）専門委員 牛もそうですね。漢字になったり片仮名になったりしていますので。

吉川座長 わかりました。

甲斐（諭）専門委員 それから、もう一点は、本委員会というのは、さっき「結論」のところにもありましたけれども、本委員会というのはどのことを指すのかというのが。本調査会なんです。

吉川座長 多分ほとんどの場合は、食品安全委員会でない限り、調査会のことだと。

甲斐（諭）専門委員 ですから、3か所くらい「本委員会」とあるんですけども、これは本調査会の意味なのか、はっきりさせた方がいいのではないかと思います。

吉川座長 ほかにもし気づいたことがあれば、事務局の方に。もう一回全部通してチェックをしますけれども。

甲斐（諭）専門委員 昨日読みましたので、これは渡しておきます。

吉川座長 それでは、全体を通して、字句のは後で調整をすることで、コメントに関して議論をしていきたいとしたいと思います。

佐多委員からのコメントが4ページからありますけれども、それはもう既に文言の前後を入れ替えたりで、それはそのように直してあります。この文章が直った文章になっています。

「食品安全委員会ではプリオン専門調査会など」という2つ目のパラグラフのところを後ろにずらしたんですね。「厚生労働省」「その後」という後ろに前のバージョンで「食品安全委員会ではプリオン専門調査会などにおける議論の参考とし」というパラグラフが後ろにずれた格好になっています。そうなっているのがわかりますね。

甲斐（諭）専門委員 5ページの第2パラグラフですけれども、「本評価報告は、要請された4項目の」というふうにあるんですけども、これは初めて読んだ人のことを想定しますと、この4項目というのがどこを指すのかというのが前にありますか。中間とりまとめのときの1、2、3、4を指しているのか。

吉川座長 中間とりまとめを受けてBSE対策の見直しについて検討を行い、と畜場におけるBSE検査、特定危険部位の除去の徹底、飼料規制の実効性確保の強化、BSEの関する調査研究の一層の推進の4項目について、対策の見直しをとりまとめた。4項目と

というのは、これですかね。だんだん行ったり来たり、前に来たり後ろに来たりしているの
で。

甲斐（諭）専門委員 ですから、これは諮問された4点を指しているのか、この4項目
というのをもうちょっと明記しておいた方がいい気がするんです。初めて読んだ人のこと
を考えると。

吉川座長 要請されたというより諮問されたですか。諮問されたでいいですね。

甲斐（諭）専門委員 そうすると、これとこれの4点がとって、最後にこの4点に答
えるというふうになっているというのを。

吉川座長 そうしたら、諮問された4項目と書いて、括弧でもして4つの項目をもう一
回入れますか。

甲斐（諭）専門委員 入れてもらった方がいいと。

吉川座長 わかりました。

それから、7ページ「どれだけこの報告書に盛り込まれたのか記載があった方がいいの
ではないでしょうか」。何でしたっけ。リスクコミュニケーション。

6ページにずれています。6ページの一番最後の「消費者の信頼を確保するために、す
りリスク・コミュニケーションで提起された問題点を検討し、リスク評価に基づく見解に反
映させる努力が必要である」。「どれだけこの報告書に盛り込まれたかの記載等があった
方がいいのではないのでしょうか。ただし実際はあまりない？」というコメントが。

山内専門委員 やはりここは私は「おわりに」で入れておいた方がいいのではないかと
いうふうに思います。結局、私たちはできるだけ科学的な評価というものを行ってきてい
るわけですが、それに限界があったことも事実であると。そういった状況下での結論を出
しているという、そこでのリスクコミュニケーションでの意見の反映は結果的には対応を
うまく行うことができなかったというふうに、私は理解しています。

ですから、やはりこの食品安全委員会として、リスクコミュニケーションをどういふ
うにとらえていくかという問題提起になると思うんです。

吉川座長 山本委員、どうぞ。

山本専門委員 リスク評価ですので、その部分に関する一般消費者なり関連する方々の、
その科学的な御意見は取り入れますけれども、感情的な御意見とか、そういう観点からの
御意見等がいろいろ出ているんですが、我々としては取り入れるわけにもいかない。それ
は実際にリスク管理が今度は対策を徹底する段階において、どのような方向に持っていか
なければいけないかという場合には、非常に重要な参考意見となるわけですが、評価の段
階でそういった科学的に新たな知見として何か消費者の方々からいただいたとか、それから
食肉の生産に携わっている方からいただいているのであれば、それは大いに取り入れてい
かなければいけないということで、今回はさほどそこまでの意見はいただいていた
ように思いますので、留意することは重要であるということで、イントロと言いますか、
初めの部分には書いてもいいかもしれませんが、中に出てこなかったからと言って、

それはしょうがないと言いますか、このままでもよろしいのではないかと思います。

吉川座長 私も基本的に山本委員の今の意見に賛成です。

北本専門委員 会議の進め方ですけども、3つをこうやって、その辺りで議論をされて、会場は全然フォローアップできなくてというよりは、むしろ一人ひとりのコメントを中心にやってくというのはいかがですか。

吉川座長 一人ひとりのコメント。

北本専門委員 私の提案は、例えば、山内先生のコメントをまず片付けて、佐多先生のコメントを片付けて。

吉川座長 わかりました。そうしましょう。

山内委員のコメントは、今のところ何もありません。10ページに行ってください。これはもう直っているんですね。プロテナーズKの文章が足されています。「また国外ではプロテナーズKを使用しない検査法」。具体的にプロテナーズKを使用しない検査法が入っているので、これは特にいいですね。

11ページも「と畜」に変わっていますし、これも特に問題ではないですね。

13ページですか「BSEプリオンの生体内分布」のところで文章が少し足されています。「当該死亡牛から確認されたBSEプリオンたん白質の量は、現在SRMに指定されている三叉神経節よりも相当少ないレベルであった。なお、英国獣医学研究所の感染実験では、接種32ヶ月後の牛の末梢神経組織についての牛バイオアッセイで感染性が認められていない」というふうになって、そのままの文章になっています。前はそこが抜けていたので、その事実を足したということです。ここはいいですかね。

その次、25ページですか。

山内専門委員 15ページです。

吉川座長 15ページは、そのまま直っていません。

山内専門委員 これはちょっと確認なんですけれども。

吉川座長 何でしたっけ。

山内専門委員 「ELISAテスト」。ここで2行目のところで、ELISAによるスクリーニング検査の後、ウエスタンブロット法と免疫組織化学検査による確認検査というふうに私は理解していたんですが、病理組織学的検査もここに。最初には病理組織学的検査も加わってしまっていて、今回も加わったもので残っています。確認検査という、では病理学的組織検査は参考としては入っていたけれども、確認検査の名前は。

佐多専門委員 名前は、病理免疫組織化学検査。

山内専門委員 病理免疫組織化学検査。

吉川座長 病理ですか。

山内専門委員 では、そういうふうにしてください。

吉川座長 わかりました。病理・免疫組織化学検査を用いて確認。それでいいですか。

山内専門委員 はい。

吉川座長 その次に、24 ページ「3 . 2 . 1 . 3 . 1 感染価に関する考え方」。「感染性の用量反応に関しては、発症牛の 300 g から 1 g までと 1 g から 1 mg までを経口投与した 2 つの実験がある。それらの実験結果から、最小感染量は 1 mg であった」。その後、括弧して「50% の確率で 1 頭発症する用量である 1 ID50 は発症牛の脳 1 g と推定される」。コメントとして、LD50 の計算は無理ではないかということですが、ID50 ですね。

山内専門委員 この項目は、まず 300g から 1 g、1 g から 1 mg の経口投与した 2 つの実験。これはミニマムアタックレート、要するに最小感染量を求めた実験であって、ですから、その結論は最小感染量は 1 mg であったということにすべきであって、前の原案の方はこれは 50% の ID50 をかなり無理をして求めているので、それはやらない方がいいというのが、私の意見なんです。

その後「このように現時点では、牛の経口 1 感染単位に関しては 0.1 g から 1 g までの開きがある」というけれども、この 10ID50 と仮定した、この実験成績はちゃんと報告されていないし、もともと最小感染量とかそういったものを求めるための実験ではなかったんです。ですから、ここの文言は、私は削除した方がいいというふうに指示したつもりなんです、全然直っていないということです。

北本専門委員 ちょっとだけ質問。それですけれども、1 mg 投与で 15 分の 1 頭ですね。

山内専門委員 そうです。

北本専門委員 では、10 mg でも 15 分の 1 頭だったですね。

山内専門委員 そうです。

北本専門委員 100 mg で 10 分の 3 で、そのときの 1 g のデータは御存じですか。

山内専門委員 覚えがないです。

北本専門委員 と言うのは、もしくはその 1 g で 7 頭以上であれば、ID50 はそれで求められるんですね。

山内専門委員 ただ、ここで前のとき ID50 を 1 g と仮定して計算しているのは、その 300 g から 1 g の実験と両方合わせた上での計算であるわけです。そして、あとの 1 g から 1 mg の実験のときにも、実験をやったジェラルド・ウェールズのグループは、ID50 を求めているんです。その前の 100 g から 1 g のときは一応 ID50 で 0.38 g という答えを出していたんです。

ですから、そういうことを全部ひっくるめて考えたら、あまりこの ID50 にこだわる必要はないだろうと。最小感染価が 1 mg であったということだけをここでは受け止めておけばいいし、また一般でもそのことしか言っていない。

吉川座長 今の北本委員のは、私たちはたしか最初のころに、参考資料の 2 ページのところから 1 mg たしか 15 分の 1、10 mg 15 分の 1、100 mg 15 分の 3、1 g が 5 分 2 か 10 分の 7 かもわからないですけれども、もう一個の実験が 1 g が 10 分の 7 で、10 g が 10 分の 7 で、100 g が 10 分 10、300 g が 10 分の 10 という 2 つの実験が報告されていると。

北本専門委員 私は最小単位も重要だと思いますけれども、ID50 が彼らが前の実験で 0.

38 ですか。

山内専門委員 前の実験では、私の記憶では 0.38 だと思います。

北本専門委員 それがあるのであれば、やはりそれも重要だと思うんです。

と言いますのは、例えば、バリエーションがあるわけですから、同じ投与量を受けても発病しない牛もあれば発病する牛もあるということが、プリオン病では特に際立ってあるわけですから、もっと正確に例えば、0.38 であれば、その実験は 0.38 だったと記載した方がいいのではないかなと思います。情報量としては多いと思います。

山内専門委員 わかりました。正確に言えば、300 g から 1 g の実験において推定された ID50 は 0.38。これは数字は確認するけれども、それから、1 g から 1 mg の実験においては、最小感染量が 1 mg であったというふうに言うのであれば、いいと思います。

ただ、もう一つ、その上の方で、1 g 当たりの感染下を 10ID50 と仮定すると約 8,000 という、こういうところから、これをもって 0.1 g というのは、これはもう言う必要はないという意見です。

吉川座長 そうですね。この 8,000 は年齢を追っていった感染実験からの逆算計算ですね。

山内専門委員 これは実際には、脳については牛で希釈して実験を行ったと、ジェラルド・ウェールズは言っているんですが、データは見せてくれていません。

そして、あと脳以外の脊髄だとか回腸遠位部とか、いろんなところに関しては、マウスで見ている。そこから牛の場合もこれくらいになるでしょうと推定をしているという実験なんです。

ですから、結局この 8,000 という値もリスク専門家が計算した値だというふうに説明されています。

吉川座長 3 番の文献そのものは、そういう計算上からそう言っているわけですね。

下の実験は、本当にそういう意味では量を振っていった実験ですから、別の実験だから、そういう意味では、さっき北本委員が言ったように、2 つの実験をそれぞれ分けてやって、現時点では消しましょう。違う実験ですから、出し方も違うし、直前の 2 つに関しては、それぞれのドーズ、ですからミニマムを求めたものと ID50 を計算したものと併記すると。

その次が、27 ページのシナリオ 2 というところで、資料の方では 26 ページになりますか、1 ページずれていますけれども、EU のデータを使用した場合 250 分の 1、日本のデータではと畜牛検査で陽性になった牛 11 頭中、20 か月齢以下は 0 頭であるが、21 及び 23 か月齢の陽性牛が発見されているので、24 か月齢未満なら 11 分の 2 となる。これはいいですね。2003 年 7 月以後に生まれた感染牛数が年間多くて 3 ~ 14 頭とすると、陽性牛はその 3 分の 2 で 2 ~ 9 頭となると。

その次が抜けています。20 か月齢以下で陽性となる可能性は 250 分の 1、日本のデータは 0、ただし 24 か月齢未満だと 11 分の 2 と考えられる。

推定される可能性として、20 か月以下で陽性となる可能性は、EU のデータを当てはめ

れば年間 0 ~ 0.036、これが違うんです。0.012 ~ 0.056。

北本専門委員 併記しましょうというものです。

吉川座長 そうですね。日本の 11 分の 2 を当てはめれば 0.36 ~ 1.62 となり、検査を 21 か月以上にすると、これが見逃されるリスクとなる。

これは併記すればいいんじゃないですか。昨日 1 頭出たから 12 分の 2 にしてもいいですけども、それはどの時点でこの文章を止めたかによります。

山内専門委員 20 か月以下が日本の場合 0 であるということ言うのではなくて、あくまでも、まず EU の場合だと 3 歳以下のもので 250 分の 1 と考えて、日本の場合だったら 24 か月以下で 11 分の 2 と考えていると。それで実数を出せばいいんだらうと、そういう意味です。ですから、修正案の形で直していただきたいというふうに思います。

吉川座長 それで特にいいですか。これは前回議論をしたので、EU のデータと日本のデータと併記しようと。その際、EU の方は前の方の若齢のデータがないから 24 か月で切ってしまったけれども、日本の場合は 20 か月と 24 か月で併記すると。これは併記しておいていいんじゃないですかね。だから、モデルをそういうふうに使えば、そういう幅が出ますということになると。

梅田課長補佐 今のところは、前回の議論で EU の場合と、日本のデータを使った場合、20 か月齢だと 0 頭だったので 0 頭と書いて、ただし、21、23 という陽性例が出ているという事実を踏まえれば 24 か月齢以下であれば 11 分の 2 になるということで、その 2 つを併記したということでございますけれども、結論としては 0 の方を取るということですか。

山内専門委員 0 は削除していいと思います。24 か月以下で 2 頭いるということは、20 でも見つかるだろうという推定ですね。EU の場合では、30 か月で見えていながら、それでもその数値が 20 か月に反映するだろうと判断しているわけです。

ですから、実際に調べた結果で 0 であったということ、例えば 21 か月とか 23 か月を 20 か月で見ているわけではないんですね。

要するに、こういう計算をやれば、これだけ幅が出ますということであって、余りこの間が問題じゃないと思うんです。

吉川座長 私も余り細かいところを触れても、EU は膨大なデータの中から推測しているし、日本の場合は例数が少ないですから、昨日みたいに 1 頭出ただけで全部ずれてくる。余りここは細かい計算しても本当はあまり、自分でやっておいてなんですけども意味があるとは思えないので、もしあれなら今の線引きが 20 か月ですから、20 か月以下、24 か月以下、それから EU のデータと 3 つ併記しておいても別にいいんじゃないですか。

佐多専門委員 わからなかったのは 1 点だけで、ここで何で 24 か月が出てきたのかを教えてくださいいただけますか。

吉川座長 わからないんですけども、私は EU のデータが全部そろっているのが 3 歳以上だったので、そこを最大のリスクと取って、それより若いのは、それよりカーブとしては低いけれども、そこは EU がはかっているないので、その確率を 3 歳のところの方が

高いから、それを取ってそれ以下だろうという推定をただけのことであって、24 か月が出てきたのは、日本のデータだったらどうする、20 か月以下か、20 か月以上かというふうにするなら 0 となるけれども、EU がそういう格好でデータがないから 30 か月取ったなら日本も 30 か月か 24 か月が入ってもいいんじゃないかというのが山内委員の意見だったんじゃないかと思うんですけども。

山内専門委員 21 か月と 23 か月の陽性が出てきたと。これは 20 か月で見ても陽性になっている可能性があるということになれば、この値はリスク評価に採用してもいい。ただ、厳密に月齢のことまでちゃんと言うのであれば、EU の 3 歳齢以下のもの、日本の場合だったら 24 か月以下というふうに、ただ置いただけのことです。

佐多専門委員 意味があるんですかね。

山内専門委員 大して意味ないですね。

佐多専門委員 あまり意味がないのであれば、変な誤解を生むんじゃないかというのがあるので、あえて 24 を出さなければいけない理由がないならば、余り言わない方がいいんじゃないかと。

確かに 21 か月齢、23 か月齢というのは日本にあるので、その取扱いが 11 分の 2 で非常に大きくなってしまっているので、それで数字が大きくなるんです。そこはよくわかるんです。そういうふうに具体的に書いた方が誤解が生まれにくいんじゃないかと思った次第です。

山内専門委員 例えば、若齢牛とだけ。

佐多専門委員 いやいや、21、23 といるわけだから。

山内専門委員 具体的に 21 と 23 か月を取ればということですね。

佐多専門委員 そうです。

山内専門委員 そうですね、その方が混乱を起こさないと。

吉川座長 もう一回、具体的に言っていただけませんか。

佐多専門委員 24 か月未満という言葉がありますね。その言葉をなるべく使わないと。その根拠がないわけですから、24 か月未満ということは 21 か月と 23 か月の若齢の B S E の牛を見つけたという事実があるんで、そのエビデンスをきちんとお伝えするということです。

山内専門委員 今の佐多専門委員の意見を入れて直せば、上の方のパラグラフになるんです。日本のデータでは、と畜牛検査で陽性となった牛 11 頭中 21 か月と 23 か月がいて、そのデータを使用すれば 11 分の 2 となると、そんなような表現に直せばいいんだらうと思います。

そうすれば、後はただ単に EU のデータ、それから日本のデータを当てはめてみれば、こうなりますということに文章がまとめられると思います。

佐多専門委員 「資料」という一番最初に配られた資料の方の 26 ページの「リスク評価 - シナリオ - 2」の最初のパラグラフの一番下の右の方ですけども「24 か月齢未満なら」というところがありますが、そこを取って発見されているので 11 分の 2 となったと。そう

ということだと大体わかるんじゃないですか。

もう一つは、次の次のパラグラフです。「推定される可能性として」というパラグラフがありますが、その最後の1行目の上です。「ただし、24ヶ月齢未満の牛だと」という言葉がありますが、ここもそういう意味ではちょっと不適切かなと思います。だから、その言葉をきちんとわかりやすいように変えればいいと。2頭の若齢牛があるのでとか、そういうふうを書くとか、それでここはよろしいんじゃないかと思います。

北本専門委員 ちょっと混乱するかもしれないですけども、私の理解が正しいかどうか聞いていただきたいんですが、まず20か月以下で分けるというデータはどこにもないと、それを明記すべきである。

それで、3歳以下で分けるとこうなりますと。ただし書きで。それで結論というか、そのシナリオで行けば、1行目「20ヶ月齢以下の群で陽性例の出る可能性は否定できない」ということを言っていて、では、今までヨーロッパで外挿できるデータがあるかということ、3歳以下に限ってはあると。だから、その例を書くと。それを日本で当てはめるところだと。その2つ。

それで、また結論のところ、20か月には戻れないはずなんですね。だって、それは3歳以下のデータなんですから。

吉川座長 だから、20か月が出てきたら、日本のデータを使うというところが出てきたから。

北本専門委員 勿論。だけれども。

吉川座長 ヨーロッパのときはもはや使えないと。それ以下は無理だから外挿しましょうとおしまいになってしまったんですけども。それに日本の若齢牛を入れ出したので、20か月と21か月、23か月という数字が出てきた。それを24か月で切ったので、そういう数字になっていた。

北本専門委員 結局その21か月以上にすると、これが見逃されるリスクとなるというのが論理的にはつながらない。だから、最初はわからないと。そういうデータがないんだと。

吉川座長 そうですね。

北本専門委員 そういうのを言うべきなのではないかなと。これはすごくごっちゃになっていて、片や3歳以下のデータを入れていて。それしかないですから。それで想定すると。その想定というのは3歳以下であって、20か月以下のデータではないわけです。

山内専門委員 諮問は20か月で線引きなんですね。ですから、20か月のも、もしもこういう計算をしようという、その場合には参考になるデータがないというふうにやった方がいいんですよ。

EUのデータ250分の1というのが入ってきたことがまず間違いなんですよ。それを一応受け止めると日本にも入れなければいけないだろうと言っているだけなんです。ですから、どだい計算は無理なんです。

吉川座長 20か月齢以下が不連続的にものすごいリスクがあれば、そうかもしれないけ

れども、少なくとも3歳以上よりも20か月の方がめちゃくちゃ多いという可脳性はありま
すかね。

北本専門委員 いえ、そう言っているわけではなくて。

吉川座長 そうすると、そのどういう外挿というか、だから、もし検出できないだろう
と、そのときは問題、要するにしてもしなくても同じだから差はないと。しかし、0では
なくて検出される可能性もあると。それでは、一体どのくらいの可能性があるんだろうと。
その1つの方法としては、ヨーロッパのたくさんの例から考えていって、該当する辺りに、
ではどのくらい出るとすれば、どのくらいのものになるんだと。それが日本の汚染から考
えれば、その年齢で当たるのはこのくらいになるのかもかもしれない。

ただ、確かにヨーロッパでそう言うのなら、日本の400万頭の中で24か月というもの
の考え方が。

北本専門委員 ですから、今そのデータとしてはないと。ですから、3歳のデータをお
示ししますと。3歳のデータで計算するとこれこれです。このデータよりは20か月以下の
すると少ないと考えられるということはいいいのではないですか。

いかがですか。それですっきりしませんか。

小野寺専門委員 恐らくヨーロッパの方の統計も、恐らく年齢で取っているんですね。
ですから、24が出たのは汚染年齢ということで、24~36が何頭、24以下が何頭、3歳以
上が何頭。そんな格好で統計を取っていたと思います。

ですから、そこでどうしてもヨーロッパのデータが24が出てきたということになると思
うんですけども、これはこれで別に今までのBSE対策では少なくとも、こういう若齢
牛が出るまでは、結構ヨーロッパのことを参考にしておったということがあるものでは
から、ヨーロッパのデータと日本のデータと併記くらいでもいいのかなと思います。

北本専門委員 併記は恐らく問題ないんですよ。

吉川座長 何か先がだんだん見えなくなってきたんですけども。

山本専門委員 日本の線引きで考えたときにいうところで、データがないということ
が一番の問題点となっていますね。ですから、先ほど、北本専門委員が言われたような、
その部分でデータがないという書きぶりしかなければ、もうそこはそういう書きぶりをして、
このシナリオにはあまりそれ以上深く書き込まなくてもよろしいのではないですか。
そこを書かないと議論ができなくなりますかね。

吉川座長 いえ、議論はできなくなることはないのではないですかね。そんなに多い数
ではないですから、多分検出されることは非常に少ないだろうとはだれしも思っているわ
けで、それがどのくらいなんだというのに対して、少ないですよという格好で終えるか、
本当のことを言って、そんなもんだと思うんですね。

多分そういう意味では、日本の少ない数でいろいろ議論をすると、本当にまだそういう
意味では危険なのかもしれない。1頭ずれただけで、かなり値がずれてきてしまうので。

北本専門委員 それもあるし、ヨーロッパのデータがすなわち20か月に対応していない

し、それで山内委員がその1つだけ書くだけでは、数字の一人歩きがあると。

ですから、日本のものも書こうということになったんですけれども、結局書いてみると当てはまらないことがいっぱいあり過ぎて、外挿の外挿になってしまうみたいなことになる。

だから、もしくは書けるとしたら、3歳未満の低頻度であるということと、それが20か月になれば、もっと頻度は低いでしょう程度のことかな。

吉川座長 そのくらいのところにしておきましょうか。あまりここを細かく少ないデータで議論しても、確かにかえってあれですから、20か月齢以下の分で陽性例が出る可能性は否定できないと。20か月齢以下に関しては、そのEUの検査データない。

しかし、そのBSE陽性牛は6歳がピークになっていて、と畜場に来る牛の年齢分布は同類と考えれば、3歳齢は6歳齢の100分の1くらいで、より若齢牛はそれより少ないだろうと。そのくらいでやめましょうか。それでいいですか。

山本専門委員 ですから、前、吉川先生が書かれたのは、そのデータを基にして推計するところなる、というところは書かれても別に構わないと思いますが、それで日本に外挿するには、そこに20か月齢以下のところで無理があるので、そこからはちょっと別にしないと。恐らくそれ以下になるだろうというような推定は構わないと思います。

北本専門委員 だから、正確に文章をつくって、みんなでディスカッションをした方がいいと思います。

山内専門委員 結局、EUの場合に30か月3歳以下ということで取っているのであれば、日本の21と23とを取らないというのはおかしいと思いますよ。

山本専門委員 その理屈として、その3歳以下を比較するというのはよくわかるんですけども、諮問に答えるべき推計をするには、20か月というのがどうしても問題になってくるんですね。そこを考えなければいけないので、24か月とかそういう上の値で幾ら考えたってしょうがないんですよ。ですから、20か月、21か月で切っているのか悪いのかという話をしているわけですね。

甲斐（知）専門委員 EUの36か月があれば日本も36か月を出して、それよりは低いであろうと言うしか仕方がない。

吉川座長 そうですね。やはりあれなら3歳齢はやはり6歳齢の100分の1くらいになっていて、若齢の方はそれより少ないだろうと考えられると。それで切りませんか。もう日本の24か月も、何もなしと。

また検査が進んでいたり、新しいデータがたくさん出てくればあれだけでも、あまりこの少ない数でこだわっても、かえって。

北本専門委員 恐らく、皆さんはこの文章の書きぶりを見て、最終的にこれでは足りないというのであれば、それを加えるとかいうふうな判断がいいのではないのかな。

山内専門委員 もしもそうだとすれば、これはEUの方ではなくて、日本のデータだけのを取ってEUを外したというわけですよ。

吉川座長 それだと 20 か月以下は 0 であると。

山内専門委員 ですから、20 か月は現実には 0 であると。だけれども、恐らくリスク評価をする意味でいけば、20 か月ぐらいで見ついている月齢であるという推定をすることになるわけですね。

吉川座長 もし、日本の書くなら、私は山本委員のここで線引きを問われてくるなら、やはり 20 か月以下は 0 で 21 か月と 23 か月が 2 頭いて、その上に 12 頭いたということを議論でやらないと変なことになると思います。

山内専門委員 それでもいいと思います。そのかわり定量的な数値としてはほとんど出てこなくなってしまう。それは仕方がないと。EU のを無理して外挿することはないと思います。

山本専門委員 数値は 0 というふうに出ているんですけども。どうしても日本のデータを使うなら、そこ以下は 0 ということしか使えないんですね。

ですから、もう少しデータのある EU の情報をこういうふうと考えてみると、そのような傾向として見られるから、それで 0 と言い切るのはちょっと難しいので、そういうデータを使ったということ。

山内専門委員 ただ、やはり 36 か月と 20 か月という違いというのは、これはかなりの違いですよ。日本の場合は 21 か月と 23 か月というのは、20 か月との間の差はわずかだけれども、EU のそれだけ 20 か月から離れているデータをあえて取る意味はなくなって、日本で 20 で切るなら 0 なら 0 で、結局このリスク評価では定量的な結果は得られませんでした、もしくは 0 であるというふうには書けばいいんだと思います。

あと、もう少し付け加えるのであれば、ただし、21 と 23 というのは見つまっているという事実があるということを書けばいいのではないかと思います。

吉川座長 どうでしょうか。ここに関しては文章をつくって、ちょっと意見を聞きますか。

梅田課長補佐 それでは、今、文章をつくって、また先生方に見てもらおうようにいたしますか。

吉川座長 そうですね。もしあれなら、2 つ 3 つ併記で、今の議論をちょっと受けて、このシナリオ 2 のところだけちょっとつくってみてくれませんか。ほかは先に進んでいきますから。

梅田課長補佐 日本のものを入れて。

吉川座長 だから、幾つかつくってみればいいじゃないですか。日本のだけで書いたらこうなる、20 か月以下 0 であると。21、23 に出たことを考慮すると。日本だとそうなりますね。12 分の 2。その 24 か月で切れれば、20 か月で切れれば 0 である。

それから、ヨーロッパのを入れるとすれば、0 ではないけれども、どのぐらいと考えれば母集団から考えて、正確なデータの得られている 20 か月がないから 30 か月とすれば、このくらいの頻度でそれよりは低いだらうと考えられる。あるいはその両方を併記したも

の。この3つぐらいを示してくれれば。

それでは、次に行きたいと思います。32ページの「結論」。これはもうさっきやりましたから、山内専門委員の方はそれで終わりです。

横山専門委員 ちょっと戻ってもよろしいでしょうか。10ページの先ほどの検査のところ、**「プロテネースKを使用しない検査法」**という表記がC D Iのことを先生はお示したんですね。

山内専門委員 そうです。C D Iだけではなくて、セルピヨンのもありますね。

横山専門委員 なるほど。C D Iに関しては、本当に低濃度のプロテネースKというか酵素が入っていて、P R P Cを若干壊しているバッファの中で消化しているようなプロトコールを読みました。それでバージョンアップされたときに、それがなくなっているのかどうかということが、私はちょっと押さえていないんですけども。

山内専門委員 この点に関しては、ブルシナーから聞いています。最初の段階で使っている低濃度のプロテネースKは、その正常プリオンたんぱくを壊すための目的ではない。その後の方が問題で、そこはやっていないということで、これは単なるサンプルを調整するためのものであるというふうに説明しています。

小野寺専門委員 ですから、今の説明だと、恐らくはプロテネースKの濃度が最初は随分薄いと思うんです。普通の処理の仕方ではないと思います。

ですから、それはあくまでもサンプルを培養するため。

吉川座長 今、横山専門委員が言いたかったのは、厳密に言うなら、使用しているけれども濃度が低いという意味ですか。

横山専門委員 というよりも、ここまで細かく書く必要があるかなと。

山内専門委員 では、そういう意味では立体構造を認識するモノクローナル抗体の話もあって、新しい研究・検査法というふうに言ってしまったらいいと思います。

横山専門員 確かに可能性としては構造特異的な抗体を使った検査法も提起はされていますけれども、恐らく検出感度の問題であるとか、まだまだ実用化というよりも、それに向けてはクリアしなければいけない問題が多いのではないかなというような印象を受けてはいるんです。

山内専門委員 もしも書くんだとすれば、これは1つはプロテネースK感受性の異常プリオンたんぱくを検出する方法。もしくは立体構造を認識するモノクローナル抗体による方法といったふうを書いていけば、はっきりしてくるのではないですか。

小野寺専門委員 でも、あまりそこまで行くと、ちょっと細かくなるので、ブルシナー先生は使っていないと言っているのであれば、それでいいと思いますけれども。

北本専門委員 やはりエッセンシャルな問題を議論しましょうよ。これはこういう方法もあるということで、私はいいと思いますけれども。

やはり、それよりももっと重要な問題はいっぱいありますから。

吉川座長 横山先生、いいですか。

横山専門委員 はい。

吉川座長 それでは、佐多委員の方のコメントの4ページ。これは場所が変わったということでしたか。そうですね。位置が変わったということですね。

佐多専門委員 言葉の問題が結構あるので、その分はあとで事務局と相談していただいて、いい方を取っていただければ、それで結構です。

吉川座長 言葉の統一の問題がありましたね。

5ページは何でしたか。

佐多専門委員 前に。

吉川座長 前に持っていかれたと。

7ページは、さっきのリスコミのことで、いいですね。

佐多専門委員 ちょっといいですか。3.1.2.1.5というのが14、15ページにあると思います。

吉川座長 今、前からずっとやっているんです。

佐多専門委員 済みません。前の方はもう飛ばして下さって結構ですという意味です。

横山専門委員 ということは、もう8ページとかはもう切っているものは考えなくていいということですか。

吉川座長 9ページの主な論点もいいと。こういう入れ替えだけ。

山本専門委員 7ページの括弧内の文章ですけれども、佐多専門委員の指摘では、そこを削除するようになっていますね。

佐多専門委員 これはコメントなので、たたき台に入れる必要はないという、ただそれだけの意味です。ディスカッションにすればいいというだけであります。

吉川座長 どれを言っているんですか。

山本専門委員 資料の7ページ、「2.1 考え方のモデル」の前の括弧書きの文章。

吉川座長 「考え方のモデル」のすぐ上の括弧のところですね。

山本専門委員 これを消すということ。

吉川座長 括弧を取るということですね。

山本専門委員 いえ、括弧を取らないでにおいて、中身を全部消してよろしいかと思えます。と言いますのは、その「3.1.1 定性的リスク評価の考え方」、10ページの一番下のところに、文言はそのままではありませんけれども、同じ内容が述べられています。

文章が繋がらないですね。

吉川座長 そうですね。はめたりいろいろしていたんで。

山内専門委員 これをスタートとしてやったものの、もうこのモデルは要らないと。後の方で同じことが出ているということですね。もっと改良したものが。

山本専門委員 括弧の中はコメント的な書きぶりなので。

吉川座長 いいですかね。

山本専門委員 よろしいですか。7ページのその括弧書きしてある文章自体は要らない

と。

吉川座長 わかりました。主な論点の8ページのところは。

富澤調整官 この点は直しております。

吉川座長 直してありますか。そうか。前に行っただけですね。

10ページの「BSE検査」。

富澤調整官 「BSE検査」も直してあります。

吉川座長 ここも直ってあるんですね。そこの検査のところも直っているんですね。11例目は94か月、14例目は48か月、15例目は102か月。

15ページの背割り後、のこぎりの洗浄が行われ、せき髄の飛散防止、BSE陽性牛はすべて廃棄されていると。

富澤調整官 3.1.2.1.5は佐多先生が今おっしゃられようとしたところではないかと思います。

吉川座長 済みません。

佐多専門委員 直っているんですね。

吉川座長 いいですか。3.1.2.2.1.4。資料の14ページ。「せき髄組織の飛散防止」。

甲斐(諭)専門委員 わからないことがあるんですけども、この10ページと14ページ。10ページの「BSE検査」の14万996頭とありますね。それと14ページの「死亡牛の検査」のところの13万8,912頭とありますね。少しずつ違うんですけども、ちょっとこの文章を読んでいてよくわからないんですけども。

資料がいろいろ錯綜していますが、今、佐多専門委員の修正のところ。

吉川座長 わかりました。10ページの96年4月～2005年1月末までが14万頭になっていて、14ページの「死亡牛の検査」のところは13万8,912頭、2005年1月末時点ということになっていて、このずれを正確にしておいてくれということですね。

甲斐(諭)専門委員 そうです。

吉川座長 これはちょっと事務局の方でチェックして合わせてください。

甲斐(諭)専門委員 ちょっと概念が違うと思うんですけども、何か似たような表現なんです。

横山専門委員 これは96年～2000年までの数字が10ページの方には加わっているんじゃないでしょうか。

吉川座長 そうですね。2001年、2002年、2003年、2004年を足したものが1月末で13万で、「BSE検査」の方は死亡牛の発生した96年4月～2005年1月なので、14万頭になっているということですね。

甲斐(諭)専門委員 同じリスク牛の話なんですね。

富澤評価官 どちらで統一すればよろしいですか。

吉川座長 96年からアクティブサーベイランスの一部としてやっていたらから、それを

全部足せば 14 万頭になるけれども、ちゃんとまじめにやって出したのがその 2004 年 4 月からだけでも、その前にやっていたものも数で示せと言ったから示したら、2001 年からここまで来るとこうだということなんですね。

甲斐（諭）専門委員 そうですね。その差は 2001 年 4 月以前の部分ということですね。

吉川座長 そういうことですね。注意深く読んでもらえば、意味はわかるかもしれない。

富澤評価官 数字なので、ちょっと確認したいんですけども、14 万を取ればいいのか 13 万 8,000 を取ればいいのか、どちらを取ればよろしいでしょうか。このままでよろしいですか。

甲斐（知）専門委員 もし入れたいなら、14 万。

吉川座長 読めば意味はわかると思うんですね。今まですべて行われた死亡牛について述べているのが 10 ページの「B S E 検査」で、その強化された後、死亡牛のアクティブサーベイランス 2001 年 4 月から開始したもののデータが 14 ページに書いてあるということなんです。

いいですか。

甲斐（諭）専門委員 はい。

吉川座長 どこまで行きましたっけ。そうすると「せき髄組織の飛散防止」はいいですね。直っているんですね。

佐多専門委員、この 15 ページのだいたい色のところ「また、と畜時の B S E 陽性牛の後に背割りされた牛では、鋸の洗浄が行われ、また?????」という、このクエスチョンマークは何ですか。

佐多専門委員 ここは要するにと畜時の交差汚染防止という意味で、その使用した器具の洗浄とかそういうのがどの辺まで行われているかというのが、確か前にあったはずで、そういう報告があったはずだなということを、正確な数字はわからなかったので書いただけですが。

要するに、1 頭牛が出た場合に、その次の牛にどれだけ交差汚染があるのがどうかという話がたしかあったように思ったんで、あまり大きな問題ではないということだったとは思いますが。

吉川座長 今の質問は、陽性牛が出たときの前と後ろの牛の扱いと、それを切ったのこぎりがどうなっているかということですね。

ちょっと正確に記憶にないな。どうなったんでしたっけ。

山本専門委員 リスク管理機関からの提出資料の中に、背割りののこぎりは 1 頭ごとに十分に洗浄消毒しているというのが、12 月 1 日までに 160 施設中 153 施設。

吉川座長 陽性、陰性にかかわらず、1 頭ごとに洗浄しているということですね。陽性牛が出たときは、そうすると陰性でも陽性でものこぎりは洗っているんだ。

見上委員 陽性牛は、詳しくはわからない。

吉川座長 そうですね。診断のところにあったから、当然ですね。

佐多専門委員 洗っていて除去できていれば問題はないと。

吉川座長 そうですね、考えてみれば当たり前のことですね。

甲斐（諭）専門委員 しかし、そこを書くならば1頭ごとにのこぎりを洗浄と書くべきでしょうね。

佐多専門委員 たまたま昨日牛が出たもので思い出してみただけの話です。何かのときに皆さん疑問に思うようなことがあるかもしれないと、そういうことです。

吉川座長 また、と畜時には1頭ごとにのこぎりの洗浄が行われでいいんですね。では、そこはそうします。1頭ごとにのこぎりの洗浄が行われていると。

16ページのと畜よる交差汚染防止、今のはいいですか。その次は何でしたか、BSEが出た場合のと畜牛に対する処置を追記してはいかがでしょう。

佐多専門委員 そこはあまり問題はないと。

吉川座長 いいですか。次が資料の方は16ページです。

佐多専門委員 ここで問題にしたかったのは、資料の方の17ページのカテゴリーの種類というところがありますが、ここに「無視できる」「非常に低い」「中程度」「高い」「不明」とありますね。実際にこの表の中で「不明」というところが何も書いていないですね。

最初の時点では、評価できない部分もあるだろうということで、不明というようなカテゴリーを入れたと思うんですが、現在は不明というのがないので。

山本専門委員 表の中でも上から3つに不明が、それからこの表の中で検査しないというところがあるんですけども、20か月齢以下はというのを足した方が、やはりわかりやすいと思います。

御指摘のとおり、20か月齢以下はというのを足さないと、どうも21か月齢以上が検査しないような形になりますので、佐多先生の御指摘のとおりだと思います。

吉川座長 レンダリングと化製場のは先ほどの甲斐専門委員と同じで、用語の統一を考えてチェックします。

山内専門委員 これは表のタイトル、順位づけはカットする方がいいと思うんですけども。

吉川座長 そうですね、順位づけはカットしてください。

あとは、本文の22ページ、これは直っているのか、17頭の約4倍の68頭、直っていますね。

26ページの20か月齢以下で多くとも0.4～2頭以下となるというのを入れた方がいいということですか。22ページですか、どこになっていますか。

佐多専門委員 22ページの参考資料のところに図がありますね。年齢の表の下ですけども、これが結論なのか、前提なのかよくわからなかったんです。これを見ていると、これが結論のような気がするので、そうすると、3・2・1・2・1というか、そのもう一つ後ろのところ。

吉川座長 わかりました。そうですね。つくっていく過程で、途中のものを入れていっ

の方がわかりやすいと思って入れていったので、これは最後のところにまとめて、今のコメントも入れた方がわかりやすいと、わかりました。

では、そこはそうします。移動して最後の結論に考えられる数字を入れておく。あとはさっき議論したところ、後で事務局で直してくれた日本とEUのところですから、出てきた文章でもう一回議論しましょう。

富澤評価調整官 佐多先生の26ページの黄色の部分の数値は。

吉川座長 それは最後の3でやると言っていたので、一人ずつやっていくということなので。

富澤評価調整官 佐多先生の26ページの黄色で書いてあるところの数値が若干あれなんですけれども。これはどうすればよろしいでしょうか。

吉川座長 何ですか。

富澤評価調整官 0.4 から2頭というところの数値が佐多先生は0.48～1.68頭というふうに書いているんですが。

佐多専門委員 これは12%かけただけですね。

吉川座長 そうです。済みません、どこかでずれてきている。わかりました。これはチェックします。

それから30ページですか、これをどうするか。

佐多専門委員 これはまた後でというか、堀内先生の意見があるそうなので、それと一緒にディスカッションしていくと。

吉川座長 そうですね、堀内先生とも関連するので、考えましょう。そのとき議論しましょう。あとは結論、いいですね。

では、佐多委員の今のところと、堀内委員のものは3.2.1.2、本資料の21ページ。前提のところ、これは前に佐多委員等もありましたけれども、日本におけるBSE汚染の定量的な評価の基準となる牛の数を定めている基準がEUの基準と異なることから、この数字を基準とした分析の部分を削除する必要があると思いますという意見ですけれども、もう少し詳しく言っていただけますか。

堀内専門委員 前回の会議の前にお送りした資料がまだ配られていないんですけれども、前回の会議の前に事務局の方に私から提出した資料に、EUにおけるリスク牛の定義と、日本におけるリスク牛の定義の違いを説明したんです。

というのは、この定量評価のところでの考え方は、と畜場でBSE検査の対象になったものに対して何頭、何頭、何頭ということが日本なんです。

ただ、EUの場合は、リスク牛の中にノーマルスロー一体で入って、そこで実は日本で言えば、起立論に対応するような牛は、リスク牛でカウントされているんです。その違いがあるので、このままの数字をEUのデータに外挿するのはちょっと問題があるのではないかというようなことを、実は前回定量評価の議論のチャンスがあれば御説明したくて資料を提出したんですが、前は定性で4時間ほど議論をして終わってしまったので議論でき

なかったです。

ですから、数字が上に上がることはないんです。下に下がるんですけども、日本のと畜場で実は、と畜場に入って本当に健康牛として処理されたものというのは決して多くないんです。

例えば、6歳の4頭を基準にしてと考えられていますけれども、おとといまでの死んだ6歳のうちの1頭だけが正常、健康として処理されている。それ以外の3頭は、実は起立不能などの病畜としてと畜場で処理されているんです。

ですから、リスク牛の定義がちょっと違ってしまっていて、それをそのままEUのデータに外挿すると、いらぬところで君たちの考え方はちょっとずれていますということをおっしゃるかねないというふうに、それでそういうコメントを出したわけなんです。

小野寺専門委員 それは、昔から日本に第1例のBSEがあったときは、第1例をリスク牛にするのか、健康牛にするのかというところの議論辺りからあって、それに対してどうかという話はあったんですけども、やはり問題はEUでリスク牛というものが、例えば、歩けなくなると畜場に行ったのが何頭いるのかとか、そういうものの数字がちょっと何かよくわかっていなかったもので、日本は日本、EUはEUということでやっているんです。確かにリスク牛ということでEU並みにすると随分健康牛のリスクが減るんです。それはいいんです。

吉川座長 私は、そんなに細かく考えなかったんで、要するにと畜場に来た牛、と畜に回らなかった死亡牛とか、異常で食用に回らなかったという2つの分類で、あとの表をつくってきていたんですけども、だんだん細かい分類になってきたので、そういう例が出てきたけれども、実際にそれを当てはめてもこれを超えることはないんですか。少なくなるんですか。

堀内専門委員 一番の違いは、その資料21ページの下から2番目のパラグラフのちょうど真ん中辺り、一方、運動失調というところで始まるパラグラフになります。一方、運動失調などを呈する牛、死亡牛、切迫と殺牛などの農場におけるというところの4行目に、健康牛17頭の約4倍の68頭となると。

要するに、その健康牛の17頭が切迫と殺されたものを除くと減るんです。だから、見積もりとしては下に下がるんです。けれども、一部解釈の混乱が起こっているということは、否めないと思います。

吉川座長 骨折したものを運動失調というとか、そういう乳房炎で殺したものを切迫と殺というとか、そういう定義をし出すと、多分日本とEUはかなり違うかもしれないです。10何頭をそこまで細かく分けるなら、むしろと畜場に来た牛、と畜場に来なくて陽性だった牛ぐらいでEUを当てはめたらどうなるかと、それでいいですか。

堀内専門委員 そういう進め方もあると思います。ですから、今の段階では当てはめるデータに少しずれているというのは、それは歴然としてあると思うので、それをどちらかに合わせてあげればいいのかないかなと思います。

吉川座長 わかりました。

では、この辺は小野寺専門委員が一番詳しくそうですから、ちょっとその辺の意見を聞いて、もう一回ちょっと、数字が少しずれるかもしれませんが。

小野寺委員 それは、農水省の方で第1例はどっちに入れるかとか細かいデータを持っていると思うんです。

吉川座長 余り細かく出過ぎても、またわからなくなってしまうかもないです。と畜場で見つかった牛、死亡で見つかった牛ぐらいでいいのかもしれないです。

山本専門委員 リスク牛の定義というのは、非常に日本と違うところを書いておいて、それで数字的には最悪の方に計算を増やしたということです。数字は特にいじらないで、文言を少し足しておけばいかがでしょうか。

吉川座長 あと2つです。

1つは、前に佐多専門委員から出された最初は定性、定量できたけれども、定量の数字の方は確かに今の時点で得られたものを分析はしているけれども、昨日1頭出たようにまだ現在進行中で、その予測もある程度ははめているけれども、もう参考資料の方に移すか、あるいは併記しておくか、それが全体の関してのレイアウトの最後に残った議論だと思いますけれども、どうしましょうか。

山内専門委員 私は残しておいてもいいと思って、それで結論のところでは定量的評価でも同様に推定が得られているとかといったような文言を入れたんです。

吉川座長 不完全であるということと、どういうデータに基づいてやってきているということは一応書いてあって、ただ、確かにこれは潜伏期の長い感染症ですから、昨日のものも95、96年の汚染ロットがやっと出てきているということを考えて、現時点でわかる範囲でやったという格好で併記しておくか。

山内専門委員 参考資料としてという議論があったときには、どうも最終的な数字の方ばかりが残って、それで一人歩きするという、そういう心配もあったことではなかったんです。

吉川座長 定性がつかえましたからね。

山内専門委員 例えば日本についても、これだけ議論をして、それが反映されればいいと思います。

吉川座長 では、そうさせていただきます。

それでは、さっき残った24か月、日本のところの文章はどうなったんですか。

富澤評価調整官 済みません、確認しております。今からプリントアウトすれば出ますので、あと恐らく3分ぐらいだと思います。

北本専門委員 違うことについてよろしいですか。

吉川座長 3分半でお願いします。

北本専門委員 かなり疲れておられると思うんですけれども、私は先ほどの後書きのところ、「おわりに」に書いてあった危惧する意見の1番と2番というものに対して、ある

程度対策というのではないんですけれども、ここでも少しディスカッションをしておいた方がいいのではないかなと思うんです。

例えば、今、我々はいろんなここまでの議論をして、21 か月以上と 20 か月以下の線引きに対して、そんなにリスクは上がりませんというふうなことを切ったわけです。けれども、食の安全ということからすると、リスクというのは上がらないのではなくて、よりよくなっていくというふうなことというのは、将来として考えたいわけです。より安全を担保できるという。

そのために、この中の本文を読んでいただくと、例えばピッシングの話が出てくるとか、と殺方法をもっと正確にしようとか、それから牛のサーベイランス体制をもっとやろうというふうなことがあるんです。

その中で、私どうしても担保できないと思うのが(2)に書いてある、20 か月以下の牛のサンプルがなくなってしまうということが、これはもうむちゃくちゃ大きいことではないかなと。逆に言えば、そういうものを得ていた機会であったわけです。

ですから、全然話は違ってお門違いかもしれないんですけれども、例えば今、24 か月以上の死亡牛を検査するという、こういうヨーロッパ並みの 2004 年 4 月から開始するという事で開始されているわけです。それを我々の答申としては、例えばもうちょっと若い牛まで、サンプル採取と検査するかどうかは別にして、検査してほしいんですけれども、というふうな提言というのは無理なのか。

いやいや、私は問題を投げかけただけです。こうこうであらねばならないというふうには思わないんです。ただ、我々が今まで得ていたのは、30 か月以下の症例で 2 例見つけたわけです。これは全頭検査でないとわからなかったわけです。20 か月以下のものは、それをやっても 0 頭だったわけです。ここは、だからちゃんとした現実対応として我々の今までの経験則に基づいての、ここで議論ができたわけです。

ただ、今後我々としては、検査方法を充実して、もっともっと高感度な検査法を開発しましょう。それは通り一遍の当たり前のことを言っているだけで、では、現実問題として開発していったものを試す機会がなくなるということは、やはり重く受け止めないといけないのではないかなと。

山内専門委員 全く賛成です。ですから、私はそれでは自主的な全頭検査にしか依存できないということは、2 番では書いたわけです。自主的なものがなくなってしまうと、もうサンプルは集まってこなくなるという矛盾があります。

北本専門委員 ですから、どこどこにしわ寄せという議論にはならないと思うんです。もう一つのサンプルを得られるチャンスとして、何でそこで 24 か月というヨーロッパ並みの線引きがあるのか。

例えば、非常に現実的な方策として、そこを例えば 18 か月にしておくとか、そうすることによって全頭といっても、例えば 6 か月で亡くなって、もっと乳児期でなくなる乳児期死亡の方が多いというんだったら、それは無視できると思います。

吉川座長 それは、多いでしょう。それは別の問題です。

北本専門委員 ですから、何らかの研究開発をうたいながら、今後の研究開発にとってサンプルをなくしている、決定を下そうとしているということをレスキューする考えを持っておいて方がいいのではないかなと、これは提案です。

済みません、3分以上かかりました。

吉川座長 北本専門委員とは違う意味で、私もちょっと近いことは考えたことがあって、リスクとして評価するならこういう結論にはなるけれども、サイエンスとしてのバリデーションというか、だから、研究費の一部として当面の間世界でやっていないデータを出すために、やり続けるという科学的スタンスはあってもいいかもしれないです。

でも、それはリスクを回避するという点から見れば、今の評価ではこういう結果になるということであって、世界中どこからも出てこないデータを今後も出し続けるという科学的な立場から、そういうことを続けるというのも1つの考えではあるかもしれないです。

ただ、ここで問われたのは、先ほど言った20か月以下のものを現時点の方法でやったときのリスクはどうかというふうに問われたので、そういう答えを返したということです。

北本専門委員 いやいや、勿論それはいいんです。

ただ、問われた答申の中にくしくも技術開発ということであったわけです。それに関しては、我々は別項目で答えようとか、ここでは答えられませんとかと言っているだけで、実は技術開発を失わしているチャンスの方へ動いている感じです。これは、やはり我々としては重く受け止めないといけないのではないかなと思います。

山内専門委員 私は厚労省としても重く受け止めてほしいんです。

というのは、技術開発をして若い牛の方の検査もできるようにしてほしいと言いながら、もう片一方では、線引きをしますと言っているわけです。そういう矛盾があるということは、我々以上に行政が重く受け止めるべきだと思います。

吉川座長 時間が少し押していますけれども。

富澤評価調整官 打ち出してコピーしておりますので、済みません。

吉川座長 まだ大丈夫だそうです。

北本専門委員 私は、そういうふうなことが何か書き込めればなど。非常に現実的な対応としては、私は例えば、サイエンスとしての死亡牛の検査を技術開発の方へ向けるとかです。

吉川座長 実際にどのぐらいのものなんですか。その部分がわからないんですけれども、24か月をもし18か月とか17か月にした場合の検査対象牛数というのは、物すごい増えるんですか。とても大変なぐらいですか。

いや、ちょっと今のは諮問とは別ですけども、今の現実の問題としたとき、今まではそういうデータはある程度推定できないんですか。でも、トレーサビリティは確立しているからわかるはずですね。

北本専門委員 いや、あくまでプリント待ちの時間の提案なんです。

杉崎課長補佐 農林水産省の衛生管理課です。

突然の御指名で戸惑っていますが、私どもの認識では24か月齢以上の牛の死亡した牛を検査して、そもそも死亡牛の検査というのは我が国の浸潤度を測るサーベイランスの意味でやるということであれば、ヨーロッパ並みの24か月齢以上をつぶさに検査すれば、浸潤度は十分に測れるだろうという考えに基づいて、24か月という数字をつくっているわけです。

一方で、それより若いものでもBSE様の症状を出しているものについては、例数が今ちょっと手元に数字ないんですけれども、そのものについてはきちんと拾って検査しないというような今、基準になっていますので、そこである程度カバーできるのでないかと考えているわけです。あくまでも、そういうサーベイランスという観点でコストをかけて、それは数字があればあったに越したことはないでしょうけれども、そこはやはり現場の対応、家畜保健衛生所の対応もありますしという状況でございます。

北本専門委員 私が今、提案しているのは、そのサーベイランスとしてではなくて、農水省も国民に対してBSEの検査方法の高感度化というのをうたっているはずなんです。そういうサーベイランスとしての目的ではなくて、検査法の高感度化ということに対する方策が取れたらいいなと。

佐多専門委員 3の5のところにBSEに関する調査研究の一層の推進というところに一言入れておいたらどうですか。

北本専門委員 ありがとうございます。

私は、せっかく諮問の中にも入っていることですので、できるだけそういうチャンスがあればと思っています。

佐多専門委員 BSE検査も3年の経過措置とか何かそんな話も、どうなるかわかりませんがあるみたいだし、死亡牛検査とかリスク牛の検査等にしても、やはりその辺はリスク管理官庁として、その辺をきちっと調べていくという、そういうデータを出していくということを、やはりサポートしてほしいと、そういうことです。

吉川座長 済みません。ちょっと注意をそらしてしまして、研究の推進のところに入れる、そういう努力をしてくれと。事務局よろしいですか。

富澤評価調整官 今、配らせていただいたのは先ほど御議論がありました26ページのもので。

吉川座長 いや、今の議論はどうですか。

富澤評価調整官 死亡牛の話ですか。

吉川座長 死亡牛の話です。

富澤評価調整官 済みません。死亡牛の話ではなくて、シナリオ2の話なんです。

吉川座長 いや、今のはちょっと結論としては、私、事務局の資料をもらって聞きそびれたんですけれども、研究の推進のところであればわかりました。

資料の30ページの調査研究の一層の推進のところ、若齢死亡牛についてはそういうも

のが書ければ書くということです。

佐多専門委員 それは死亡牛だけではなくて、若齢牛についてのその辺の検査、検討ということですか。

伊知地参事官 済みません。農林水産省です。

あくまでも試験研究、技術開発でございますので、リスク管理の問題ということだけでなく、より効率的な試験研究の中でどうやって技術開発をやっていくかということを考えていただくということが大変重要ではないかというふうに思っております。

今まで死亡牛を検査してしまっていて、若齢牛で余り出ていないということもあります。したがって、20 か月齢以下のものでどうやって検査技術を開発していくかということであれば、試験研究としてより効率的な設計をしていただいてやっていくことの方がより重要でないかというふうに思っています。

吉川座長 今回の北本専門委員からあった試験研究として、そういうものをやってみたらという提言をしたら。

伊知地参事官 ただ、ですから法律的に死亡牛である方がいいのか、どうなのかというのをもう少しちゃんと詰めていただかないと、今は死亡牛ではやっていないから死亡牛でやるべきだということは、必ずしも適切ではないのではないかとこのように思います。

北本専門委員 いやいや、そんなことを言っているのではなくて、死亡牛の24 か月というのが、今、考えてみると日本の場合を反映しているのかなと。21 か月と23 か月が出たという日本の場合をまず反映しているのかなと。

私はどうのこうのというのではなくて、このプリントが来るまで皆さんに御意見を聞いてみた。そうすると、皆さんが研究の推進のところに入れてはどうかという御意見だったということだけです。

伊知地参事官 研究の推進の中で、そういう形でやるのであればより効率的な研究の推進というか、試験設計をですね。

北本専門委員 いや、それに対して農水省から御意見をいただくというものではないかと思えます。

伊知地参事官 御意見をいただくことでなければ発言はやめますけれども、ただ、そういうことだと、より効率的なことをやる、我々諮問している立場から言いますと、試験研究、技術開発の推進という中では、それは結構だというふうに思っていますから、それらの中でやっていただければありがたいということです。リスク管理の問題でいいと思います。サーベイランスの問題であります。

富澤評価調整官 議事録にも残りますし、時間も迫ってきているんですが、いかがいたしましょうか。

吉川座長 そういうのを受けて、今度の新しい調査研究のときに死亡牛の若い方についても調べてみようという提案があって、一層の推進という意味ではそれが公募で受け付けられても別に構わないんです。そういうことですね。

では、ちょっとそこの文言を考えてみます。

済みません、最後もう一回 26 ページに戻っていただきたいんですけども「リスク評価 - シナリオ - 2 - 」にというところで、26 のシナリオ 2 の事実を書いたところまで、2003 年 7 月以降に生まれた感染牛の数が年間多くて 3 から 14 頭とすると、陽性牛はその 3 分の 2 として、2 ~ 9 頭となるというところで、その後として推定される可能性として EU のデータを当てはめれば 3 歳未満では、それから最初の方に 20 か月齢以下に関してはデータがないというところがずっときているわけですけども、推定される可能性として EU のデータを当てはめれば 3 歳未満で陽性となる可能性は年間こういう頭数になると。ただし、20 か月齢以下を対象とすると更に少なくなると考えられることがダブっています。

一方、日本のデータを当てはめれば 3 歳以下では 0.3 から 1.62 頭となり、20 か月齢以下を対象にすると、更に少なくなると考えられる。検査を 21 か月以上にすると、これが見逃されるリスクとなるという文章ですけども、どうですか。

富澤評価調整官 済みません。日本のデータでは 3 歳以下と書いてありますけれども、これは上と合わせますと 3 歳未満になるかと思えます。

吉川座長 20 か月齢以下の群で陽性例が出る可能性は否定できないと。20 か月齢以下に関してはないんです。「EU の検査データでは BSE 陽性牛は 6 歳がピークになっていて・・・」というのがきて、3 歳齢で陽性になる例は EU のデータを使用した場合、全陽性牛の 250 分の 1 以下と。日本のデータにおいては、と畜牛で陽性となったのは今の時点では 12 頭、20 か月齢以下では 0 であるが、21 及び 23 か月齢の陽性牛が発見されている。

「2003 年 7 月以降に生まれた感染牛の数が年間多くて・・・」があって、2 か ~ 9 頭となると。そこに推定される可能性としては、以下のところにこれが列記される。推定される可能性としては、EU のデータだったら上の条件で行って、でも 20 か月以下はそれより少なくなると考えられる。日本のデータで同じデータをはめればこうなるけれども、20 か月齢以下を対象にすれば、更に少なくなると考えられると並列して書いてあります。21 か月齢以上に検査を線引きした場合、これが見逃されるリスクとなるという終わりになっています。

甲斐(知)専門委員 いいと思います。ただし以下の 20 か月齢を対象にするとかが重複しているので、そこを直すだけで、上は年間 0 ~ 0.036 頭等なる。一方、日本のデータを当てはめれば、3 歳未満では 0.36、1.6 頭となると。いれずれも 20 か月以下を対象にすると、更に少なくなると考えられるといいと思うんです。その数値は、推定できないと書いてもいいです。

山内専門委員 EU の方が年間 0 から 0.36 と。

吉川座長 これはちょっと数字 0 にはなりません。

いいですか。済みません、30 分近く延長してしまいましたけれども、一応これで半年間議論してきてもらった結論として、先ほど甲斐専門委員から言われたあるいは佐多専門委員から言われた全体としての字句の統一とかその辺は、座長、座長代理、事務局を併せて

ちょっと検討した上で、もう一回チェックをしてもらいます。その上で、親委員会の方にかかけたいと思いますけれども、それでいいですか。

それでは、済みません。今日の議題はほかにありましたか。

富澤評価調整官 それでは、議題はございませんが、事務的に確認させていただきますと、今日御議論いただいた内容は、座長に内容をまず確認していただいて、先生方に送らせていただいて、それでチェックしていただいて、それでとりまとめという形でよろしいでしょうか。

吉川座長 はい。

富澤評価調整官 それ以外の議事はございません。

吉川座長 資料もう1個、昨日発表された平成8年生まれの108か月齢の16頭目の資料がありますので、御参考までに。

それでは、第22回のプリオン専門調査会を終わりたいと思います。どうも御苦勞様でした。